

農林水産省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の提点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
48	<p>本提案に対して11回体の追加共同提案があり、多くの実際事例が生じていることから、事業の効率化、利用者の利便性向上のため、検討期間の短縮又は廃止、及び同一市町村内における農地の農用地利用配分計画認可の市町への権限移譲について、検討していただきたい。</p> <p>【解説】</p> <p>配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、検討期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により検討を廃止し、農地中間管理事業の実施における事務手続きの简化化、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 【福島県】</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目指した総合的な検討があたっては、今回の検討を十分考慮するよう要望す。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>農地中間管理事業における農地利用配分計画の県知事の認可に係る経験については、地方分権改進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>農地の出手手数料を十分に尊重されたい。なお、手続の簡素化に向け、対応を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係者の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>【解説】</p> <p>「農地中間管理事業における農地利用配分計画の県知事の認可に係る経験については、地方分権改進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。」についての検討を廃止することであるが、配分計画の都道府県知事認可における権限移譲制度、利権確実化検討会議、単純な業務委託の実施等の議論がなされたことによるもので地方分権改進委員会第2次勧告を踏まえ、都道府県の農用地利用配分計画に対する認可権限の移譲については、提案団体の提言に従って権限的検討を実施する。</p> <p>【1】農用地利用配分計画の作成事務の簡素化・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定の権限の統一化を実現する方針を踏まえ、検討を進める。 ○ 配分計画の都道府県知事認可における権利制度については、実際として、提案団体においてこれまで実現する方針を踏まえ、計画策定段階で関係者間での意見調整が行われていることを踏まえ、権利を止める方針を踏まえ、検討を進める。 <p>【2】耕種期間延長手続きの統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の耕種期間を統一化するなど、耕種期間の内容が複数ある場合、耕種期間を統一化する方針を踏まえ、検討を進める。 ○ 利用者の耕種期間を統一化するなど、耕種期間の内容が複数ある場合、耕種期間を統一化する方針を踏まえ、検討を進める。 ○ 利用者の耕種期間を統一化するなど、耕種期間の内容が複数ある場合、耕種期間を統一化する方針を踏まえ、検討を進める。 <p>【3】農地の出手手数料の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配分計画の単純化は、農地の集約化の機会を逃さずおそれがあり、これを推進することは重要であると考へるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 <p>【4】農地の出手手数料の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 	<p>【解説】</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の都道府県知事認可における権限移譲制度、利権確実化検討会議、単純な業務委託の実施等の議論がなされたことによるもので地方分権改進委員会第2次勧告を踏まえ、検討を廃止することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p> <p>【1】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 <p>【2】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 <p>【3】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 <p>【4】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 		

農林水産省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
59	業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の活動のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求めめる。	-	-	-	<p>【全国知事会】 公的工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、改正により暴力団排除条例を追加すべきである。 （参考）暴力団排除条例の制定による効果 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、両法に基づき設立された組合に暴力団等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の権利を確保できないなどの具体的な法事実が必要がある。現時点でのこのような情報を得るために、改めて調査を行いたい。 引き続き中小企業庁と警視庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、卸業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、販売者その他の者が組合を設立する場合における暴力団の排除」の実現に向けて、中小企業等協同組合の運営と経済活動の機会を確保し、ついての自発的な取組活動を促進し、且つ、その経済活動の向上を図ることに成すにあたり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の権利を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合は、必要な措置を実施することとする。</p>
60	今回提案した基準を平成26年実績に適用した場合、重要変更協議数が約35%減少する。(84件)このように重要変更の基準の緩和については、事業執行の迅速化に加え、行政事務コストの軽減も大きく貢献すると考えられるため、前向きな検討をお願いしたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 火災等による各段差への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案出元の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>近年、大規模災害の発生による災害件数の増大に備み、変更協議を円滑かつ迅速に進める必要があります。かかるに、全額案件件数の200万件を超える場合は件数等、税状調査を行い、基準緩和の必要性が確認された場合には関連する府省と調整を図るものとする。</p>

農林水産省 各府省からの第2次回答

農林水産省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現により住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名 (特記事項)	<追加共同実施団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野									
93	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	森林火災対応の改善と付金「地域での食育の推進事業」の見直し	地域での食育の推進事業」に関する補助対象外経費は、実施要綱の中の「申請でない経費」として明確化されていました。交付申請時に提出する実施計画書で、特許料は品目別の使用量と軽微など詳細の記載が求められました。	対象外経費の明確化や運用の見直し等が図られることで、円滑な事業実施に繋がり、当該交付金を利用しやすくなる。	食料産業・6次産業化交付金実業振興費 食料産業・6次産業化交付金交付実績	森林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、秩父山、饭山市、饭能市、大里郡、比企郡、入間市、大分県	北海道、青森県、石川県、長野県、山県市、京都府、滋賀県、尼崎市、兵庫県、鳥取県、島根県、高知県、福井県、大分県	○当面においても、現実団体と同様の支障があり、補助対象経費等の考え方が細かく規定されることで、本交付金に係る事業の見直しなにならざる。	○申請でない経費の明確化について 「申請でない経費」については、本事業の実施要綱に明示している。 また、他の補助事業において、事業者から申請のあった事業実施計画の事業経費を無理やり申請でなくして、申請でない経費として明確化されましたが、申請でない経費」が明確でなかったため、申請で、特許料は品目別の使用量と軽微など詳細の記載が求められました。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
83	<p>○申請できない経費の明確化について 「実施要綱の補助対象経費に該当する経費項目であっても、費用対効果が明確できない経費、その事業にのみ使用することが困難でない経耗品類などは、補助対象経費から除外又は必要性の有無により判断して除外する。」とあることから、申請できない経費は、その事業にのみ使用するものと見做すことが困難であり、実費として本事業にのみ使用した費用等が費用対効果がないとの理由で補助対象経費として認められていない。</p> <p>また、「申請に付する申請書類に於ける分野別申請額で算出する」とあることから、事業実績を用いて算出する経費は、必ず該経費に該当する費用である。円高による事業実績を行うことができない。</p> <p>「判断に際しては、各農政機関に酌宜に相談願いたいとのことだが、判断基準が明確でない現状では、逐一判断する必要があり双方の負担となる。なお、相談したところでも本事業に要する経費である場合は、申請に付する申請書類に於ける分野別申請額に反映される。</p> <p>○補助対象経費の見直しについて 「農業各務費等の分野別導入しているものと並び、上記のとおり、木材費や消耗品費等が「汎用性が高い」という理由で補助対象外とされており、事業経費がカバーできているとは言い難い。</p> <p>○事業実施計画の経費の根拠について 本提案の趣旨は経費の措置根拠自体を示したものではない。変動率が大きい各食材料費について、申請に付する申請書類に於ける分野別申請額について記載方法の変更化を示したものである。例えば、過去の事例などから1食分の食料費と参加予定人数によって計算する方法などにより、事業経費の根拠を示すことができると思われる。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、事業関係について提案団体との間で十分確認を行ってある。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			<p>申請できない経費が明確でないとのご意見や事業実施計画策定時の経費の算定根拠の簡略化に係るご提案については、あらためて各府省からの御見取りりや本省及び農政局担当者による会議等により本件に係る現状分析を適切に行い、申請できない経費の明確化や経費核算の簡素化等に係る見直し等、円滑な事業実施を確保するために必要な措置を講じてまいりたい。</p>

農林水産省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	模擬法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
94	④ 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地改良事業関係地代扶助金における交付条件緩和	土地改良事業関係地代扶助金における交付条件緩和について、事業者に於ける事業の実現性を考慮するための措置を設けた場合は、この旨を明りめで出ることにより事業の着工を可能とするなどする。	事業者が長期化し年度を跨ぐことにより前年に引き続き事業実施の必要性がある場合においては、事業が実現しないなどの土地改良事業関連課題を有する場合には、支給額においては、事業が実現しない場合から事業実行が行われなければならない場合に、交付決定前に工事請負契約が締結されない、そのため、着工が可能となり、早期的な着手執行が図られる。	土地改良事業関係地代扶助金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さくら市、所沢市、秩父市、富士見町、嵐山町、大村町、熊谷市、伊奈町、入間市、小川町、美里町	一	青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県	○平成20年本年度の農地改良事業がいかにかどる事案については、支給決定前に工事請負契約が締結されない、そのため、着工が可能となり、早期的な着手執行が図られる。	補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであるが、土地改良事業関係地代扶助金における交付条件緩和の実現性を把握する上、公益上真にやむを得ないと認められる事案については、交付決定前に工事請負契約が締結されない場合についても、交付決定前に工事請負契約が締結される。	
95	④ 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地耕作条件改善事業の実績報告書に係る添付書類の簡素化	農地耕作条件改善事業の実績報告書に係る添付書類の簡素化について、提出書類として求められていた契約書の写しの提出を廃止し、実績報告書の要素化を図ること。	実績資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告書に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。	農地耕作条件改善事業交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、所沢市、秩父市、富士見町、嵐山町、大村町、熊谷市、伊奈町、入間市、小川町、美里町	一	栃木県、熊本県、鹿児島県、高知県、徳島県	○地籍耕作条件改善事業の実績報告書に係る添付書類を廃止するに伴い、実績報告書に係る負担が減少する。また、実績報告書の要素化により、実績報告書の提出が簡素化される。	農地耕作条件改善事業実績報告書について、実績報告書に係る添付書類を廃止することで、実績報告書の提出が簡素化される。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
94	本事業の円滑な事業継続に支障を生じさせないよう、平成31年度から交付決定前着手導入していただきたい。 「公益上真にやむを得ないと認められる場合においては、交付決定前着手制度が導入されている金山笠置始業整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業を円滑に実施する観点等から周辺へ導入していただきたい」。	-	【幹細胞】 「公益上真にやむを得ないと認められる事業」とはいかなる事業か、また同一事業地区内にあっても当該年度に実施予定の事業工事によって判断されるうるか、明確にしていただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	-			補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであり、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上真にやむを得ないと認められる場合については、例外的に交付決定前着手の導入について検討する旨を示す。なお、今回の交付決定前着手制度等を活用することにより、施行時期の平準化が図られるものと考えられるから、交付決定前着手制度の導入は認められない。
95	本事業では、開拓費用低い手前により農地整備を即ち低成本での整備費を実現しているが、事業実施に伴う用地買収料金の実績件数が非常に多いことなどから、実績報告にかかる契約書の写しの提出を省略する方針について、平成30年度事業の実績報告から対応していただきたい。	-	【幹細胞】 「公益上真にやむを得ないと認められる事業の実施に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	-			実績報告への契約書の提出については、事業実施の事業実施状況に基づき、補助金の適切な執行を行っているかを確認する事がはじこから、平成30年度事業の農地耕作条件改善事業交付金交付予期を改定し、現時点で費用を行っているのである。 要望を踏まえ、平成30年度事業の実績報告が遅くなられ、補助金が適切に執行されていることを確認するため、実績報告提出の際に、契約書の提出を要請する旨の指示が妥当と判断できれば、未実施以前の実施地役において、簡素化する方向で見直しを行いたい。 なお、平成30年度事業の実績報告から見直しを行ことについては、補助金の適切な執行に向けて、現段階まで実施地役の実績報告を提出する。また、事業実施地役で割度を算出することには、現段階で既に既存の事業負担をかけてしまつており、適切ではない。まずは、平年度事業の実績報告を踏まえ、適切な執行に努めていただきたい。

農林水産省 各府省からの第2次回答

管轄番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		
	区分	分野									団体名	支障事例			
102	D 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業に係る、甲子年版農地中間管理事業の実施に関する規制緩和	農地中間管理事業に係る、甲子年版農地中間管理事業の実施に関する規制緩和	農地中間管理事業に係る、甲子年版農地中間管理事業の実施に関する規制緩和	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	秋田県、男鹿市、由利本荘市、仙北市、大館市、八郎潟町、阿仁村、藤里町、大崎町、雄物川町、能代市、成瀬村	農地中間管理事業の実施に関する法律(後編) 第15条	農地中間管理事業の実施に関する法律(後編) 第15条	農林水産省	秋田県、男鹿市、由利本荘市、仙北市、大館市、八郎潟町、阿仁村、藤里町、大崎町、雄物川町、能代市、成瀬村	○農地中間管理事業の実施に関する法律(後編) 第15条第1項第1号イの規定により、農地中間管理事業の実施に関する規制緩和が適用される場合においては、農地中間管理事業の実施に関する規制緩和の適用を受けることとする。○農地中間管理事業の実施に関する法律(後編) 第15条第1項第1号イの規定により、農地中間管理事業の実施に関する規制緩和の適用を受けることとする。○農地中間管理事業の実施に関する法律(後編) 第15条第1項第1号イの規定により、農地中間管理事業の実施に関する規制緩和の適用を受けることとする。	農地中間管理事業の推進に関する法律について、施行後5年を目途として、機械事業の手続簡便化のための規制緩和等の実施を図ることとしている。	農地中間管理事業の推進に関する法律について、施行後5年を目途として、機械事業の手続簡便化のための規制緩和等の実施を図ることとしている。	農地中間管理事業の推進に関する法律について、施行後5年を目途として、機械事業の手続簡便化のための規制緩和等の実施を図ることとしている。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の提点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
102	施行後5年の見直しに向け、提案内容も含んだ事務の簡素化を検討いただきたい。	-	【経過】 配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、検討期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により経費を廃止し、農地中間管理事業における事務手続の合理化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目指した総合的な検討があたっては、今回の見直しを十分考慮らるよう要望する。	-	【全国知事会】 農地中間管理事業における農地利用配分計画の県知事の認可に係る複数については、地方分権の範囲で農地利用審査認可と都道府県における被認可制度、利権確の有効活用問題、単純な業務委託など、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めることとする。 【全国市長会】 農地利用配分計画の作成事務の簡素化、活性化 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	【細論】 「機構事業の手続の複雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可と都道府県における被認可制度、利権確の有効活用問題、単純な業務委託などについて、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めることとする。 （1）農地利用配分計画における配分計画の作成事務の簡素化、活性化 ○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定の権限の下限を簡素化・迅速化する観点から市町村単位で実施する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 ○ 配分計画の都道府県知事認可における被認可制度については、実際として、提案団体においてこれまで要請され、計画策定段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、被認可制度を止める方針で検討いただけたらう。 （2）利用者の存続期間延長手続きの統一 ○ 利用者の存続期間を統一化することで、その他の規制緩和を実現する観点から、存続期間を統一化する方針で検討いただけたらう。この方針を踏まえ、都道府県は、所有者の業務を不適とする場合に、機構計画及び配分計画の撤回・再作成が可・公各の事務を不適とする見直しを行なうべきではない。 ○ 機構開拓事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われるとことについて所有者に説明が行われることによって、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理事業の運営に参入する際の問題となることとして、機構開拓事業を実施しない場合には、機構計画の撤回・再作成等により、農地中間管理事業の再登録を行なう必要があるとされている。 ○ 地中間管理事業に係る所有者の業務を不適とする見直しは、機構開拓事業の対象とする方針で制度を見直すべきではない。 （3）地中間管理事業の実施に係る業務の委託の在り方の見直し ○ 地中間管理事業の実施に係る業務の委託の在り方の見直しは、五箇年見直すために委託委託による知事承認が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についても知事承認を求める必要はないのではないか。	【細論】 ○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の複雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討の範囲を広げて検討してもらいたい。 ①について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ②について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ③について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ④について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ⑤について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。	各府省からの第2次回答

農林水産省 各府省からの第2次回答

農林水産省 各府省からの第2次回答

管轄番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加開拓提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
16 日 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における利便性の向上について	農地中間管理事業における利便性の向上について	農地中間管理事業における利便性の向上について	農地中間管理事業における利便性の向上について	農地中間管理事業における利便性の向上について	農地中間管理事業の推進に関する法律等	農林水産省	群馬県、福島県、栃木県、山形県	-	農地中間管理事業の推進に関する法律等について、施行後5年を目標として、機関事業の手続緩和等の導入による効率化が図られることが求められる。	農地中間管理事業の推進に関する法律等について、施行後5年を目標として、機関事業の手続緩和等の導入による効率化が図られることが求められる。	農地中間管理事業の推進に関する法律等について、施行後5年を目標として、機関事業の手続緩和等の導入について検討することとしている。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の提点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
116	配分計画案を作成する際の地域における事前調査の結果、経営問題中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により複数を廃止し、農地中间管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】</p> <p>農地中间管理事業における農地利用配分計画の県知事の認可に係る検討については、地方分権改進推進委員会第2次報告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p> <p>（参考）農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めることによる、農地の出し手が不足している現状に対する対応を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>農地利用配分計画の作成事務の簡素化、活性化</p> <p>（参考）農地利用配分計画の作成事務の簡素化、活性化</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>【検討】</p> <p>「機構事業の手続の複雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可に係る複数制度、制度権の有効性問題等、単純な業務委託の廃止の検討は、農地の出し手が不足している現状に対する対応を求める。</p> <p>（1）農地利用配分計画の作成事務の簡素化、活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定の権限の下統合化、過疎化する観点から市町村単位で実施する仕組みへ見直す方向で検討した方が良いとされています。 ○ 配分計画の都道府県知事認可に係る複数制度については、実際として、提案団体においてこれまで要請された複数の機構の計画策定専門部会で関係者間での意見調整が行われていることを踏まえ、複数を廃止する方針が検討されているかと思います。 <p>（2）利用者の耕種期間延長手続きの統一</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の耕種期間を統一化することで、耕種期間の内容が複数あると多くの手続であります。そのため、安定期の土地利用を促進するためにも、耕種期間の枠内に最も手続を別に分けなど、複数計画及び配分計画の融通・再作成可・公各の事務を不要とする見直しを行なうべきではないかとされています。 ○ 機構開拓事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われるとことについて所有者に説明が行われることによって、改正土地改良法の施行後に機構が農地中间管理事業の運営権を有する形で、機構開拓事業を実施しようとする場合は、農地計画の範囲・再作成等により、農地中间管理の再作成を行なう必要があるとされています。 <p>（3）農地中间管理事業の実施に係る手続の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営問題の発生時に最も多く抱く問題から、改正土地改良法の施行前に農地中间管理事業を実施した場合でも、所有者の合意を得て複数年にわたり機構開拓事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないかとされています。 ○ 地中管理事業の実施に係る手続の見直し ○ 農地中间管理事業の実施に係る手續の見直しは、五箇年を基準とするために経営委託による知事承認が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についても知事承認を求める必要はないのではないかとされています。 	<p>【検討】</p> <p>○ 農地中间管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の複雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討の検討は、農地の出し手が不足している現状に対する対応を求める。</p> <p>（1）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 各回検討会の内容も踏まえ、検討を進める。 <p>（2）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配分計画の単純化は、農地の集約化の機会を逃すおそれがあり、これを推進することは、農地の利用の活性化、過疎化する観点から市町村単位で実施する仕組みへ見直す方向で検討した方が良いとされています。 ○ 今後の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 <p>（3）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

農林水産省 各府省からの第2次回答

農林水産省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
154	平成30年度については交付済みが5ヶ月だったため、例年に比べて早期の工事着手が可能となった。しかし、「交付金交付決定前の着手」が可能となるれば、より早期の事業執行ができる、総務の縮減にも直結することから、制度として確立するよう検討をお願いしたい。	-	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>【内閣府】 まずは、交付専門である林野庁において、可能な限り速やかな交付決定がなされるよう、要請してまいりたい。 そして、ご提案の「交付決定前の着手」については、どのような対応が可能かまずは交付専門である林野庁において検討いただくよう要請してまいりたい。 【農林水産省】 ご提案の地方創生道整備推進交付金の林道事業における「交付金交付決定前の着手」が実現できらう。制度を所管する内閣府に要請してまいりたい。</p>
161	農地中間管理機関を行う事業は、年度当初の事業計画の策定において、予算や事業内容についての承認がなされていることから、事業計画にあらん地管理や普及効果などの「単純な業務」の部分においては、認められなければならないと考えている。 一方で、農地中間管理機関による農地の運営や、農地の運営にかかる費用の負担が求められる、機構事業の手続の複雑さの経済などについても経済的に検討されることから、より効率的な農地中間管理事業の達成が図られ、かつ申請者及び行政の両者の負担軽減となるよう、法律の施行後5年内に当たる平成30年度中に見直しをお願いしたい。	-	-	-	<p>【福島県】 農地中間管理事業については、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。 【宮崎県】 手続の簡素化に向け、対応を求める。</p>	<p>【国論】 ○「機構事業の手續の複雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における被認可制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の導入等、機構事業の運営にかかる費用の負担が求められることが問題視されている。 【1】農用地利権持分計画における分合計画の作成事務の簡素化、迅速化 ○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定の標準化、手続の手続を簡素化・迅速化する観点から市町村にて実施する仕組みへと見直す方向で検討すべきである。 ○ 配分計画の都道府県知事認可による被認可制度については、実際として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定期間で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、被認可制度を導入する方針である。 【2】利用権の存続期間延長手続きの統一 ○ 利用権の存続期間を前に延長する場合の、(既約期間)内の内容が被認可と同一である場合は、被認可の存続期間を延長する旨の届出書を提出する場合の手続を簡素化する方針により、農地中間管理機関の再登録を行ふ必要があるとされている。 ○ 安定的な土地利用を促進するための、存続期間の延長を除く他の手続を別に設けるなど、申請計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公査等の手続を不要とする見直しを行ふべきではない。 ○ 機構間連携の対象とする農地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理機関としたときに、機構が農地中間管理機関としての存続期間を延長する場合は農地中間管理機関としての存続期間を延長する場合に、農地中間管理機関を実施しようとする場合は、農地中間管理機関の再登録を行ふ必要があるとされている。 【3】農地中間管理機関が行う単純な業務の委託に係る知事認可の一部 ○ 簡易な業務の委託に係る認可を導入するためには、農地中間管理機関が行う単純な業務の委託制度が設けられているとしても、農地管理や普及効果などの単純な内容の委託業務についてまで承認を求める必要はないのではないか。</p>	<p>【農地】 ○農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行5年を目途として、機構事業の手續の複雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討すべき事項は以下の通りである。 [1]について ○今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 [2]について ○配分計画の都道府県知事認可は、農地の集約化の機会を造るおそれがあり、これを推進することは望まないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討すべきである。 [3]について ○今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 [4]について ○今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。</p>

農林水産省 各府省からの第2次回答

農林水産省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名 (特記事項)	その他 団体名 支障事例	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野										
284	B 地方に対する権利制限	農業・農地	農用地利用配分計画の知事認可における競買制度の廃止	農地中間管理事業による農用地等の買賣等の設定について、農用地利用配分計画及び農地法に規定する農用地等の買賣等の設定に関する法律(以下「農用地等の買賣等の設定に関する法律」といいます)のうちの2つ以上の制度が並んでおり、公的競買の問題があるため、農地を競り売却する競買制度を廃止するものである。	競買の廃止によって利用権設定までの期間が2週間程度縮められることで、農地中間管理事業の利潤が期待される。	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「農地中間管理事業の推進に関する法律」といいます)による農用地等の買賣等の設定に関する法律	農林水産省	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)	当手帳、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、香川県、徳島県、香川県機械操縦を中心とした農地の集積地へ向けての努力で、農地中間管理事業の促進に向けた取り組みを進めていたが、競買制度を存続しては手段の支架ではないものと考える。	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が複雑であり、貸付手続に長期を要するため、借入人に作成されたり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目立てて、機械操縦の手段などについて総合的に検討することとしている。	
285	B 地方に対する権利制限	農業・農地	債権管理回収に関する特別措定金制度の廃止	都道府県からの貸付金等を貸貸した公益財团法人等の貸付債権は、債権管理回収に関する特別措定金制度への適用が認められることにより、当該債権の管理及び回収が容易となることと並んで、都道府県の債権回収の円滑化を図ることを目的としている。	都道府県からの貸付金等を貸貸した公益財团法人等の貸付債権の管理及び回収業務をサービス化依頼することができる。また、都道府県の債権回収の円滑化が図られる。(既底支援資金の例では、他の債権回収の場合は債務者に貸付金等を返済するよう求められ、サービス化依頼の場合は、債務者の貸付金等を返済する旨の返済依頼書を提出する。)	債権管理回収に関する特別措定金制度第2条第3項の例においては、都道府県の貸付金等の貸貸のための資金の貸付け等に関する特別措定金制度	法務省、農林水産省	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)	福島県、栃木県、長野県、徳島県、愛媛県	○当面の青年就農者等育成センターにおいても、専門的知識を有する職員や専任の職員配置が困難であることから、特に未収金の回収に苦慮している。そのため、制度改正の実現が困難であると思われる。	農林水産省】農林水産省は、債権管理回収に関する特別措定金制度を所管しており、提案事項の実現可否についてお伺いする所存ない。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
284	現行制度上では、配分計画案についての、原則に市町村農業委員会の意見を確認すること等により利権調整を進めて、使用料の算定に際しては、地域の意見を得るために調査はで行われるが、現行制度における利権調整的な負担をかける必要はない。現行制度の法規則第2条全文は、「施行5年を経てして手帳を終える」と明記されていることから、現行制度の法規則第2条全文を削除する。また、現行制度の法規則第2条についての内容が本稿化するところが、これまで別途提案した「農業利権配分計画の認証可における認証制度の廃止」については、次期通常会にて改正案を提出し、必ず実現していただきたい。	-	[結果]本稿案における農業利権配分計画の農地の認証については、地方分権の原則に基づき、農業利権委員会が認証するものとされています。しかし、現行制度においては、農業利権委員会が2次会の認証を行います。5年後見直しに伴う法改正により権限を廃止し、農地中間管理事務における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 【全国知事会】手帳の簡素化に向け、対応を求める。 【全国市長会】農地中間管理事務の推進に関する法律の施行後5年を目標とした総合的検討にあたっては、今回の提案は十分検討するよう要望する。 【全国町村会】農地中間管理事務の認証及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	-	[結果]農業利権委員会における農地利権配分計画の手帳の認証などについて前回に検討する上のことでもあります。地方分権の原則に基づき、農業利権委員会が認証するものとされています。この結果、農業利権委員会が2次会の認証を行います。5年後見直しに伴う法改正により権限を廃止し、農地中間管理事務における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 【全国知事会】手帳の簡素化に向け、対応を求める。 【全国市長会】農地中間管理事務の認証及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。 【全国町村会】農地中間管理事務の認証及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	[結果]中間管理事務の推進に関する法律については、施行6年を過ぎて、複数事業者の平均的な負担の軽減などについて公的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。	[結果]中間管理事務の推進に関する法律については、施行6年を過ぎて、複数事業者の平均的な負担の軽減などについて公的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。
285	[法務省]農業支援金制度の改革目的は、農業の持続的発展と経済的効率化の実現と併せて、農業を担うべき青年農業者等の新規就農者の確保をし、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目指している。一方で、以下のような課題がある。 ①農業支援金等成長センターは直接支援金制度をもつて新規就農の促進を図ることを業務としており、サービスに未収金の回収を取り扱わせることで、本文の新規就農者確保策に逆行することがでいる。 ②追加共同提案団体からの支収事例のとおり、他県でも青年農業者等育成センターは未収金の回収に苦慮している例が多く、センターからへの未収支 문제가 발생がある。そのため、センターは未収金の回収を図るために特設組織を設けているが、そのような体制にならないよう努めている。未収金の回収を図るために特設組織を増やす必要がある。 ③内閣府の「平成22年度改変推進室から「地方公共団体の公共サービス基盤」公債の償還状況調査」によると、農業支援金等成長センターは未収金の回収率が最も低いとされる。そこで、内閣府の民間委託に関する調査(平成22年3月)が出来ており、国でも債務回収における民選委託・民間委託の方法を調査している。センターは自ら回収できない記述において債務回収委託に特設別団体の設立を検討している。 ④債務回収委託には貸付債務の主として独立行政法人や小企業基盤整備機構及び独立行政法人住宅金融支援機構(並びに都道府県)について貸付債務を執行団体が受け取る形態がある。そのため、既支援金貯金で重要な役割を果す青年農業者等育成センターの貸付主となる。 [森林水産省]既支援金貯金は農業への貸付貯金であり、農業者からセンターへの未収金の回収難易度が高いこと、センターから県への借入額が困難となるため、今後提案についてご支援願いたい。	-	[福島県]農業支援金制度への貸付貯金の3分の2は國から都道府県への貸付貯金であり、センターにおいて農業者の未収金回収が難しいこと、センターから県、県から県への借入額が困難となるため、今後提案についてご支援願いたい。	-	-	[法務省]一般取り組みとして、各市町村が扶助地の面積の拡大に当たり、社会経済上のニーズの変化等を踏まえ、政策的実現のためセンターに取り扱わせることの必要な場合の検討が必要であることは前回お答えしたおどりであるところ、御説明いただいた見解を踏まえて、今後検討していく。 【農林水産省】既支援金貯金の貸付金債権については、農業者への貸付主並びに農業者育成センターの未収金の回収難易度が高いこと、センターから県への借入額が困難となるため、今後提案についてご支援願いたい。	[法務省]一般取り組みとして、各市町村が扶助地の面積の拡大に当たり、社会経済上のニーズの変化等を踏まえ、政策的実現のためセンターに取り扱わせることの必要な場合の検討が必要であることは前回お答えしたおどりであるところ、御説明いただいた見解を踏まえて、今後検討していく。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

農林水産省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同実験団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
311	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行つて、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、補助金申請書類の取り扱いが多く、資料の作成負担が大きいことなど、問題がある。	補助金申請に沿うる補助計画書の様式の簡素化及び負担を入力する際の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請業務の迅速化・行政業務の効率化が図れることから、住民サービスの向上に繋がる。	○農林水産省 農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化に関する意見	農林水産省 [別紙]補助計画書の改定 点(農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化).xlsx	指定都市市長会、 農林水産省 ○(附注)施行規則 第7条 ○農地及び農業用樹木 園における災害復旧事 業計画要綱等の様式 式を定めること。令和 年 3月 平成12年3 月30日農林水産省告 示第448号の「災 害復旧事業補助計画 書」	ひたちなか市、農 業振興局、農 田市、愛媛県、農 吉崎市	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のグリーン化により農地等災害 が増加している。地員数が減少する中、大災害時には多数の申請を実施していかなければ ならないが、地員が減らす中、補助金申請業務の簡素化を実施する。 ○(附注)施行規則 第7条 ○農地及び農業用樹木 園における災害復旧事 業計画要綱等の様式 式を定めること。令和 年 3月 平成12年3 月30日農林水産省告 示第448号の「災 害復旧事業補助計画 書」	農地及び農業用樹木園における災害復旧事業計画概要書の様式を定める件(昭和43年10月 1日農林省告示第148号)の5.に定めていた「災害復旧事業補助計画書」の様式の簡素化について 検討を行う。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
311	株式の簡素化について検討いただることに感謝する。 災害時の迅速な補助金申請業務を可能にするためにも、簡素化が実現する方向で検討をお願いしたい。 また、簡素化されることとなつた際には、その具体的な内容についてご教示いただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】</p> <p>大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(参考)「災害復旧事業補助計画」の作成にあたっては、 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月11日農林省告示第1487号)の5.に定めている「災害復旧事業補助計画書」の作成にあたっては、 補助対象外経費の記載を要しないこととし、平成30年度中に様式の改正を行う。</p>	